

東御市教育委員会障がい者活躍推進計画

機関名	東御市教育委員会
任命権者	東御市教育委員会
計画期間	令和2年4月1日～令和7年3月31日（5年間）
東御市における障がい者雇用に関する課題	東御市教育委員会における実雇用率は、令和元年6月1日現在で2.02%であり、法定雇用障がい者数を達成するために採用しなければならない障がい者の数は0人であるが、法定雇用率（2.40%）には達していない。計画終期までに法定雇用率達成を目指すとともに、障がい者である職員の活躍を推進する取組を進めていく必要がある。
目標	
①採用に関する目標	【実雇用率】法定雇用率以上 （評価方法）毎年の任免状況通報により把握・進捗管理。
②定着に関する目標	不本意な離職を極力生じさせない。 （評価方法）毎年の任免状況通報のタイミングで、前年度採用した障がい者である職員の定着状況を把握・進捗管理。
取組内容	
1 障がい者の活躍を推進する体制整備	
①組織面	○障がい者雇用推進者として総務部総務課長を選任する。 ○計画期間内に組織内の体制（障がい者雇用推進者、障がい者職業生活相談員、支援担当者等）を整備するとともに、組織外の関係機関（長野労働局、上田公共職業安定所等）と連携体制を構築し、障がい者の活躍推進を実施できるように役割分担及び各種相談先を整理したうえで、関係者間で情報共有する。 ○役割分担及び各種相談先については、人事異動等に変更が生じるため、定期的に更新を行う。
②人材面	○障がいのある職員の意向を確認した上で、新規受入れ職場に対し、障がいのある職員と共に働くにあたっての心構えなどを周知する。
2 障がい者の活躍の基本となる職務の選定・創出	
	○現に勤務する障がい者や今後採用する障がい者の能力や希望も踏まえ、アンケート等を活用した職務の選定及び創出について検討を行う。
3 障がい者の活躍を推進するための環境整備・人事管理	
①職務環境	○相談窓口への相談のほか、所属長による面談を通じて必要な配慮等の

	<p>有無を把握し、継続的に必要な措置を講じる。</p> <p>○措置を講じるに当たっては、障がい者である職員の要望を踏まえつつ、可能な範囲内において適切に実施する。</p>
②募集・採用	<p>○職務の選定・創出を踏まえ、障がいのある人を対象とした募集の拡充を検討する。</p> <p>○募集に当たっては、募集要領に職務内容等を分かりやすく記載し、周知する。</p> <p>○障がい者の採用にあたり、複数の勤務形態の設定に努める。</p> <p>○軽易な業務に従事する職員の募集を行うなど、障がい特性に配慮した選考方法や職務の選定を工夫する。</p> <p>○募集・採用に当たっては、以下の取扱いを行わない。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・特定の障がいを排除し、又は特定の障がいに限定する。 ・自力で通勤できることといった条件を設定する。 ・介助者なしで業務遂行が可能といった条件を設定する。 ・「就労支援機関に所属・登録しており、雇用期間中支援が受けられること」といった条件を設定する。 ・特定の就労支援機関からのみの受入れを実施する。
③働き方	<p>○各種休暇を柔軟に活用し、個々の状況に応じた働き方を促進する。</p> <p>○障がい者会計年度任用職員については、本人の希望や事情に応じて、無理なく安定的に働けるような勤務日、勤務時間を設定するなど柔軟な対応に努める。</p>
④キャリア形成	<p>○本人の希望等も踏まえつつ、実務研修、向上研修等の教育訓練を実施する。</p>
⑤その他の人事管理	<p>○中途障がい者（在職中に疾病・事故等により障がい者となった者をいう。）について、円滑な職場復帰のために必要な職務選定、職場環境の整備等や通院への配慮、働き方等の取組を行う。</p>
4 その他	
	<p>○国等による障害者就労施設等からの物品等の調達等の推進等に関する法律に基づく障がい者就労施設への発注等を通じて、障がい者の活躍の場の拡大を推進する。</p>